重要事項説明書

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施 設 名 介護老人保健施設 八郷プロバンス

·開 設 年 月 日 平成 10 年 1 月 12 日

· 所 在 地 茨城県石岡市瓦谷 766 番地 28

・電 話 番 号 0299-44-3213
・ファックス番号 0299-44-3215
・管 理 者 名 小松﨑 雅彦

·介護保険指定番号 介護老人保健施設(第 0853980027 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解 いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設八郷プロバンスの運営方針]

八郷プロバンスは、明るく家庭的な雰囲気のもと、家庭や地域社会と連絡を密にして施設の目的を達成するとともに、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)事業を実施し、地域社会に開かれた施設としての役割を果たし、老人の保健・福祉の増進を図ります。

(3) 施設の職員体制

VEBS - 1992 (1) 194					
	介護老人保健施設入所				
	及び			通所リハビリテーション(介護予	
	短期入所療養介護(介護予防短期			防通所リハビリテーション)	
	入所療養介護)				
	常勤	非常勤	夜間	常勤	非常勤
医 師	1				
・薬剤師		1			
・看護職員	8以上		1	1	
・介護職員	20以上		3	1	
・支援相談員	2				
・理学療法士	4	1		1	1
・管理栄養士	2	1			
・介護支援専門員	1				
・事務職員	4				

(4) 入所定員等 · 定員 80名

・療養室 個室 8室、多床室(4人室) 18室

(5) 通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)と計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分~ 8時45分

昼食 12時00分~12時45分

夕食 18時00分~18時45分

- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、 週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合が あります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ① 理美容サービス (原則月2回実施します。)
- ② 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ③ 行政手続代行
- (14) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 協力医療機関
 - 名 称 豊後荘病院
 - ・住 所 茨城県石岡市部原 760 番地の1
- 協力歯科医療機関
 - · 名 称 豊後荘病院内 歯科
 - ・住 所 茨城県石岡市部原 760 番地の1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 機能訓練室には、様々なリハビリ機具設備が設置されています。勝手に触れたり、操作 等すると危険ですので、必ず職員の指示に従ってください。
- ・ サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、原則10時から20時までです。その都度、面会カードを記入ください。また

酒気を帯びた面会、療養室での喫煙、飲食、ペットの持ち込みはご遠慮願います。飲食物は、利用者の健康状態によって、飲食が困難な場合がありますので看護・介護の職員に確認してください。生ものはお持ち帰りください。

- 外出・外泊をする際には、事前に職員に申し出てください。また、施設を出る時や戻った時は、必ず看護、介護職員に申し出てください。
- ・ 飲酒・喫煙について、アルコール類の持ち込み及び飲酒は、原則としてご遠慮いただい ております。たばこは、健康増進法に基づき受動喫煙防止のため、敷地内禁煙となって おりますので、喫煙はご遠慮ください。
- 火気の取扱いは、禁止します。
- ・ 洗濯物は原則持ち帰りとなりますが、持ち帰りが困難な場合、別紙料金にて施設での洗濯を依頼することができます。利用する場合、看護・介護職員まで申し出てください。
- ・ 設備・備品の利用は、共同生活の場ですので、汚損又は破損等のないように大切にご利用ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、他の利用者と区別ができるよう、すべての持ち物に名前を書いてください。これを怠った場合に発生した事故又は盗難等について、当施設では一切責任は負いません。
- ・ 金銭・貴重品の管理について、当施設では、金銭、貴重品のお預かりは一切いたしませんので、自己管理できる範囲でお持ちくださるようお願いします。
- ・ 外泊時等の施設外での受診する場合、現在「介護老人保健施設」に入所中であることを 医療機関へお伝えください。
- ・ 館内で他の利用者に対する宗教活動はご遠慮ください。
- ペット等の持ち込み及び飼育はお断りします。

5. 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、屋内消火器、散水栓、滑り台、避難誘導灯、 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、排煙設備、自家発電設備、

・防災訓練 年2回(内、夜間訓練1回)

放送設備

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談の担当として支援相談員及び介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員及び介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、当施設以外の苦情や要望などの相談窓口は、以下のとおりです。

① 茨城県国民健康保険団体連合会

介護保険課 介護保険苦情相談室 (029)301-1565

② 被保険者が加入する市町村介護保険担当課

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。